

平成 21 年度第 2 回独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会
議事概要

1. 日 時：平成 22 年 1 月 18 日（月）15:00～17:30

2. 場 所：独立行政法人物質・材料研究機構 東京会議室

3. 出席者：橋本委員長、竹内委員、四元委員、渡辺委員、芳賀委員

4. 議題

- (1) 平成 20 年度契約の点検について
- (2) 複数年契約の点検について
- (3) 随意契約見直し計画について
- (4) その他

5. 議事概要

議題(1) 平成 20 年度契約の点検について

(1)-1 平成 20 年度契約における競争性のない随意契約について

事務局から調査表（様式 2-1,3-1）について説明があり、点検対象となる契約（116 件）の審議を行った。

今回の点検における委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する具体的取り組みは以下のとおりである。

・指摘事項①

システムの保守契約等はシステム導入時に保守も含めて契約すべきではなかったか。

<指摘事項に対する具体的取り組み>

契約内容にもよるが、賃貸借等の場合は保守も含めて行っており、今後も適正な契約を行うよう努める。

・指摘事項②

特許権等の排他的権利により契約の相手方が特定される物については、契約に際し、基本となる特許内容が陳腐化していないかどうか確認する必要がある。

<指摘事項に対する具体的取り組み>

契約事務を行う前に特許担当部署に特許内容が陳腐化していないかどうかを確認し、適正な契約を行うよう努める。

なお、電気、ガス、水道等の光熱水料等は支払行為毎に 1 件として計上しており、それが随意契約件数の大半を占めているため注釈を付ける必要があるのでは

ないかとの提案があった。

(1)-2 平成 20 年度契約における一者応札・一者応募について

事務局から調査表（様式 2-2,3-2）について説明があり、点検対象となる契約（540 件）の審議を行った。

今回の点検における主な委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する具体的取り組みは以下のとおりである。

・ 指摘事項①

一般的な業務にも拘わらず仕様書の受領者が一者しかなかったため広く業者を募る工夫を行うべきである。

＜指摘事項に対する具体的取り組み＞

今後、電子入札システムを導入し、広く公告する仕組みを整備する。

・ 指摘事項②

取得価額が高額となる装置等については、仕様を検討する場を設け、研究目標達成に照らして必要最低限の仕様・性能となるよう審査すべきである。

＜指摘事項に対する具体的取り組み＞

現状も 1000 万円以上の案件については、仕様審査アドバイザーによる仕様審査を行っているが、一定金額以上の案件については、さらに審査の充実を図り、競争を阻害しない仕様作成を行う。

・ 指摘事項③

物品の試作（システムの試作開発を含む）等に係る契約については、製作に当たっては十分な期間が必要なため、納入期限等も考慮する必要がある。

＜指摘事項に対する具体的取り組み＞

試作又はシステム開発等の開発要素が高いものについては、十分な履行期限を確保し、競争を阻害しないよう努める。

・ 指摘事項④

応札辞退理由に「入札までに試験成績書あるいは納期が間に合わない」との理由が挙げられていたため、今後、十分な期間を確保する必要がある。

＜指摘事項に対する具体的取り組み＞

カタログ品等であっても、競争を阻害しないよう適正な履行期限を確保することに努める。

なお、委員会からの指摘事項②に対する具体的取り組み（一定金額以上の案件については、さらに審査の充実を図り、競争を阻害しない仕様作成を行う。）における一定金額のレベルに関する質疑があり、3,000 万円以上の案件について対応していく旨説明があった。

本日、審議した調査表は、事務局で委員会の意見等を反映した修正版を作成し、各委員の最終確認を取った後、文部科学省へ提出することとされた。

議題(2) 複数年契約の点検について

事務局から調査表（様式 4,5-1,5-2,6-1,6-2,7-1,7-2）について説明があり、点検対象となる契約（16件）の審議を行った結果、了承された。

議題(3) 随意契約見直し計画について

事務局から随意契約見直し計画（参考様式）について説明があった。同計画は取りまとめが終了次第、各委員に回付し確認を取った後、提出することとされた。なお、電気、ガス、水道等の光熱水料等は支払行為毎に1件として計上している旨注釈を加えることとされた。

議題(4) その他

○事務局から次回委員会の日程等について説明があり、確認された。

以上